

(様式第2号)

会 議 録

令和2年3月25日作成

会 議 の 名 称	第14回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和元年12月11日(水) 午後1時30分から午後2時37分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 1 4 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和元年12月11日(水)午後1時30分～午後2時37分

2. 場 所 島本町役場 3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ②農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について
- ③農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について

【審議】

- ①農地パトロール(利用状況調査)の結果について
- ②生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについて

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	柏原 縁
委員	木村 修	委員	清水 正純	委員	高山 一郎
委員	田中 幸造	委員	中村 清司	委員	西田 尚弘
委員	藤原 弘				

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員

栗辻喜久雄

署名委員

井上謙一

<p>事務局</p>	<p>それでは、開会前に連絡事項のほうがございます。</p> <p>農地アンケートのことでございます。前回の10月に実施しました第13回農業委員会におきまして、農地台帳をもとにアンケートを実施するという事になっておりましたが、実際と異なる情報も多く、農地台帳に記載されている全ての農地をアンケートの対象とするにはふさわしくないというご意見もございました。</p> <p>そのため、農地台帳に記載がある農地のうち、実際に耕作していることを各農業委員が御存じの方に対してアンケートを配布することといたしました。アンケートの配布が困難な場合や回答が難しいところは配布を行わなくても結構でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、10月の農業委員会におきまして、農業センサスと同時配布したらどうかというご意見がございましたが、センサスの調査員の任命ルールを踏まえると、本調査と同時に行うことはできないということとなりました。</p> <p>皆様には、お手数をおかけすることになり、大変申しわけありませんが、何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、まだ配布していない地区の方には、所有者のリストとアンケート用紙について、会議終了後にお配りのほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは定刻となっておりますので、ただいまから第14回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会のほうを担当させていただきます事務局の大森でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、座って進行のほうをさせていただきます。</p> <p>本日の案件といたしましては、報告案件といたしまして、「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が1件、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」が1件、「農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について」が1件、審議案件といたしまして、「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」と「生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについて」の合計5件となっております。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大西会長よりごあいさつをいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まり願いましてありがとうございます。令和が明けまして、もう12月になりまして、今年もわずかとい</p>

	<p>うこととてごぞいますけども、今年は日本列島災害が多く起きまして、ここ数年毎年のように災害といったようになってきてまして、本当に注意せないかなというところてあります。</p> <p>また、農業政策のほうでは、島本町の導入いたしました生産緑地、これが我々は今回初めて導入したんですけども、ちょうど30年間が経ちまして、特定の生産緑地ということとてごぞいます。聞くところによると、続けて特定生産緑地を申請したいという方が8割ぐらい来られたということとてあります。次、今日の議案の中て入っていかうと思いますけども、500㎡から300㎡、島本町のほうも市街化区域で農地を守ろうということとてごぞいます。</p> <p>ただ、あと調整区域のほうがなかなかまた難しい問題があるて、今言われてるのて都市計画法で市街化区域、市街化調整区域、線引きをしてるんですけども、この線引きもやっぱりこの今のやり方でいくと、やっぱり市街化区域の農地がなかったら当然調整区域のほうで土地を探さなあかん。土地がない、そういうことになるて、あるいは市街化調整区域が非常におくれてくるていったこととてなりますので、その辺は農業会議等々て言われましたけども、その辺もこれからの課題といえますか、今日の議案についてよろしくお願いいたします。簡単ではありますけど、冒頭のあいさつにかえさせていただけます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>大西会長、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議長の選出のほうを行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、大西会長に議長のほうをお願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席が13名、欠席が1名でありまして、島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますこととてご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員とてごぞいますが、指名させていただきます。栗辻委員、井上委員にお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	<p>傍聴者が2名おられます。</p>
議長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出とてごぞいます。傍聴を認めることとててよろしいでしょうか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。報告案件3件ございますが、届出案件について、一括して事務局のほうからご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件①番から②番までの「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」を一括してご説明のほうをさせていただきます。</p> <p>まず、資料の1ページのほうをご覧ください。</p> <p>報告案件①番につきましては、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書に当たりまして、1ページ記載の届出者の単独所有地でございます。地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。2ページが届出書、3ページが顛末書、4ページが位置図で、ちょっと薄くなって大変恐縮なんですけど、丸で囲っている部分が当該地となっております。5ページが公図で、6ページが登記事項証明書、7ページが配置図、8から9ページが現状写真でございます。10ページが受理通知書でございます。</p> <p>2件目の農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の案件でございますが、こちらのほうはJR島本駅西土地区画整理事業実施に伴う埋蔵文化財試掘調査に係る一時転用でございます。地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。12から19ページが届出書、20から26ページが戸籍関係書類、27ページが区域図、28ページが試掘調査実施個所位置図、29から34ページが公図、35ページから42ページが登記事項証明書でございます。43から45ページが現況写真など、46ページから47ページが利用計画図、48から49ページが受理通知書でございます。</p> <p>報告案件①から②番までの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>届出のあった地区は清水委員でございますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
委員	別に受理されてるんで、別に私のほうから意見はございません。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら、案件①、</p>

	<p>案件②、届出案件、報告事項でございますけれども、お願いいたします。 清水委員。</p>
委員	<p>今、試掘調査の中でやられてるんですけども、そのうち試掘調査で何か が埋蔵物とか、何かそういう出たいう報告はきてますか。</p>
議長	<p>事務局、何か試掘調査で出てきたという情報がありますか。</p>
事務局	<p>事務局としては、そういった報告は聞いておりません。</p>
議長	<p>ほか、ございませんでしょうか。 試掘調査のほうは一時転用ということで、また復帰するということになる わけですけども。</p>
委員	<p>一応、私のほうで試掘調査の掘り返したあとですね、一応、全部の事前 に回りましたけども、もとどおりに平らになって復元できてるみたいですね。</p>
議長	<p>作業終わって、復旧してると。農地に戻ってるということですね。</p>
委員	<p>はい、そういうことです。</p>
委員	<p>ちょっとすいません、今のこれなんですけどね、日程的には大まかにど ういうようになっておるんですか。いつまでに調査をやられてるんです か。</p>
議長	<p>はい、事務局、日程等、試掘調査の数とか、その辺わかってたらお願い いたします。</p>
事務局	<p>すいません、日程につきましては、工事着工時期が11月18日からと なっております、一応、工事完了時期は令和元年の12月31日という ことで、届出のほうは出ておりました。 そうですね、まだ工事を完了したという報告のほうは、ちょっとまだ届 出者のほうからちょっと上がってない状況となっておりますので、まだ継 続してやっていくという認識に、ちょっと事務局としては考えておりま す。 もし、その工事が完了しましたら、速やかに届出者のほうから工事完了 の届出のほうを出すように、こちらのほうも指導はしておりますので、速</p>

	やかに完了次第、こちらのほうに提出のほうをされるはずですよ。
議長	よろしいですか。今のところ、11月から12月末まで。
委員	今年中に終わるわけやね。
議長	そうやね。工期はそうやったから。
委員	そしたらもう転用はされるわけですか。工期のほうは、調整区域から市街化区域として。
議長	だからこれこの場合はな、調整区域から市街化区域になって。
委員	それ、いつになるの。
議長	ということは、あとそれが決定されたら届出ということになりますわな。
事務局	もう当該地域につきましては、9月の、今年の9月20日付で市街化調整区域から市街化区域に。
委員	何かそんなん書いてあったわね。
事務局	はい。もう変更は終わっております。
委員	納税関係ね。大体の固定資産税とかいろいろ高い額でいくわけですか。
事務局	1月1日時点のこの種別で課税ということになりますので。
委員	高くなってしまいうわけやね。
議長	高くなるかどうかは別として、市街化区域として。
委員	市街化区域になったらね、今まで農地としての課税じゃなくて、宅地としての課税になっていくわね。
委員	宅地になってない。

委員	5年間ぐらいで高くなるでしょ。
委員	5年か10年ぐらいやな。
委員	うん。5年ぐらい。そういう感じやったな。
議長	ちょっと議案とは違いますねんね。詳しいことわからんのですけど。一般的には、市街化区域のほうが調整区域より固定資産税が高いということですわな。
委員	調整はね。
議長	はい、何かほかに。だから市街化区域っておるといことやから、届出となる。 いいでしょうか。 その他、質疑がございませんようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。 それでは、次の案件について、事務局から説明願います。
事務局	それでは、報告案件③「農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について」、ご説明のほうをさせていただきます。 議案書の50ページをご覧ください。 本件は、令和元年7月の農業委員会でご審議いただきました一時転用の案件に関する報告でございます。 場所は、桜井5丁目のご覧の1筆の農地の一部でございますが、土質調査のため、一時的に転用したいという申請が今年の6月にございました。市街化調整区域のため、本年7月の農業委員会でご審議いただき、8月1日付で大阪府知事の許可がございました。 52ページが土質調査完了後、農地に戻した上で施工業者から提出された事業完了報告書がありまして、53ページが添付書類の写真、2ページ戻っていただきまして、51ページが島本町農業委員会会長名で大阪府知事あてに作成されました文書でございます。これらの3枚の文書を11月8日付で大阪府のほうに提出のほうをしております。提出に先立ちまして、事務局で現地確認を行いまして、写真の状態であることを確認のほうをいたしました。 簡単ではございますが、報告案件③の説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、委員

委員	<p>の皆さんからご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。</p> <p>ここも、今のJR島本の西側開発のところですよ。だから9月で市街化区域になると。この出した時点のときはまだ調整区域ですよ。</p> <p>何か、清水さん、何かありますか。</p> <p>高山さんやな。何かありますか。</p>
議長	<p>もう無事に完成したので、今のところ何もありません。</p>
事務局	<p>もとの状態に戻っていると。農地に戻っているということでございます。</p> <p>特に発言はないようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、次の案件について、事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を資料に沿って説明のほうをさせていただきます。</p> <p>54ページのほうをお開きください。</p> <p>11月20日から29日にかけて、皆様のご協力を受けまして各地区で農地パトロールのほうを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、大沢地区の3筆と尺代の1筆、合計面積は738㎡となっております。</p> <p>55ページから59ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。</p> <p>55ページをご覧ください。</p> <p>大沢の写真ですが、上の写真が前年度に新たに遊休農地に指定した3筆の写真でございますが、現地で精査しましたところ、その3筆につきましては、地区の委員の方から定期的な除草をするように指導を行っていただくなど、適切な対応がとられておりまして、現時点では遊休化のおそれはないと思われました。</p> <p>次に、57ページのほうをお開きください。</p> <p>この尺代に写真でございますが、上の写真が現在遊休農地として指定されている箇所でございます。</p> <p>なお、ただいまご紹介した箇所以外の草刈りが行われていない箇所がございましたが、各地区の委員の方から指導を行っていただくなど、適切な対応がとられておりまして、現時点では遊休化のおそれはないと思われま</p> <p>すが、</p> <p>したがいまして、現在遊休農地は4筆ありますが、大沢の3筆については解消いたしまして、既に遊休農地として指定されております尺代の1筆</p>

	<p>を引き続き遊休農地として指定するかどうかご審議いただきたいと思えます。</p> <p>なお、他の地域につきましては、新たな遊休農地に指定するような農地はございませんでした。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件について、各地区の農業委員さんのほうから補足説明をお願いしたいと思いますが、まず、大沢地区の藤原委員からご説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>去年は写真のとおり遊休農地にいたしましたのですが、その後、今年はちょっと草をきれいにしまして、何とか解消、解除できるんじゃないかという判断になりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、尺代地区でございますが、尺代地区は私でございますので、1件だけ遊休農地、余り広くはございませんけども、昨年と全く同じ感じで、どうしてもできないということございまして、遊休農地としてやむを得ないのではないかなという判断をしております。</p> <p>それでは、他の地区のパトロールの結果も報告していただきたいと思いますが、広瀬地区代表いたしましたして、浅田会長代理から報告をお願いいたします。</p>
委 員	<p>広瀬地区につきましては、何ら異常はございませんでした。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、山崎地区、木村委員、お願いいたします。</p>
委 員	<p>山崎も去年と変わりありません。ただ、生産緑地にかかわったところが本来これでいいのかなというような状況もあります。タケノコやったらたくさんイノシシに入られんようにしとったらいののかなということではないんじゃないですか。だから特別遊休農地にすべきというところはございませんでした。</p>
議 長	<p>それでは、次、東大寺、井上委員、お願いします。</p>
委 員	<p>東大寺も、27日の日に大森さんとパトロールいたしました。昨年同様、何ら問題はないと思えます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 高浜地区、代表いたしまして、西田委員、ご報告願います。</p>
委 員	<p>高浜地区につきましては、下にありますように、11月22日に農地パトロールを行いまして、昨年同様、特に遊休農地と判断されるような農地はございませんでした。あと、農地パトロールの時点で、生産緑地の農地も回りましたけども、耕作はされておりまして、特に問題はないと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、桜井地区と桜井西側地区の結果について、まず高山委員からお願いいたします。</p>
委 員	<p>桜井西側のほうは、現在開発も絡んで、今年いっぱい田んぼは3件ぐらいやってるんですけども、それを今年いっぱい一応やめるということで、そのほかはあと2件ぐらいは昨年からもうやってないところがあるんですけども、1件はちょっと草も木も生えてるけども、そこは全然ほかの田んぼには影響がないので、影響のある田んぼの植えてる横がみんなきれいに掃除して耕してるんで草は生えてないです。どういうふうに最終的になるかわかりませんが、一応現在は問題ないと思います。</p>
議 長	<p>開発されてる農地として、西側はどれぐらいの面積かわからへん。</p>
委 員	<p>それはまだちょっとわからない。</p>
議 長	<p>まだわからない。転用は何ぼ出てくるかわからないということですね。</p>
委 員	<p>わからない。</p>
議 長	<p>そしたら、清水委員、お願いします。</p>
委 員	<p>桜井地区は1カ所だけ、今まで農地されてた方が、要は貸して、その人に農業を委託してはったんやけど、その人がもうできひんようになってやめはって、そこで今シルバーに頼んで草刈りをやってもらいました。 今、高山委員言われたように、今度西側桜井地区の御所ヶ池の横、あそこが農業専用の土地区画ということで、そこで農業をされるというのが、委</p>

	託してされるいうので、それからまたその土地が農業の委員の対象になると思うんですけどね。ただまだでもそこで何件の人がどうされるかはつきりわかってませんので、その時点でまた報告したいと思います。
議長	農地区域として、御所ヶ池とその下も残るん違ったかな。
委員	いや、あそこはね。
議長	残らない。
委員	一応畑いう形で残すんですけども、その営農される人が何名いてて、どれだけの範囲するのかわかってないから、確定はできてませんので。
議長	御所ヶ池の横は農地としては残るわけ。
委員	そうです。
議長	あそこどれぐらいあります、面積は。
委員	結構ありますよね。あそこ全体いくと。
議長	1町もないな。5反ほどか。
委員	当然もう今の地形と違って、中道路入れて、工事整備して、ほんでちょっと田んぼ、向こうの上のほうのところの畑も。
議長	住宅地にするわな。
委員	そうです。だから今のあれよりもひよっとしたら面積が増えるかもわかりませんね。
議長	50アールぐらいか、そこらへ残る土地は。
委員	と思いますけどね。そこは田んぼを作るゾーンで、今言うてるその御所ヶ池の下、あそこが畑いう形に多分残ると思うんです。
議長	2つ合わせて1町ぐらいあるんかな。

委員	そうですね。両方合わせたらですね。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、各地区の報告が終わりましたので、本件についてご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。</p> <p>特に、現在指定されている4筆のうちに、大沢の3筆は遊休農地として解除するかどうかについて、ご意見ありましたらお願いしたいと思いますけども。今までの説明の中で何かあったら伺いますけども、先ほども木村委員がおっしゃってましたように、生産緑地にしてる竹でも、やっぱり生産緑地にするということは、やっぱり農地をね、農業を続けていくということが目的なので、木村委員がいいこと言うてはったように、ただ竹やぶでね、イノシシが入らへんように柵だけしてね、ほんで生産緑地やというのはちょっとこれね、法律からいうとかなりおかしいことだと思うので、やっぱりタケノコの栽培をするということが生産緑地をするという目的でございますから、その辺はやっぱりきっちりと指導を、農業委員さんのほうがしていくなり、していかないかんとしますので、その点、東大寺も竹やぶがあったと思いますけど、山崎地区と東大寺地区は、僕はもうずっと初めから竹やぶの生産緑地は気にしてたんですよ。</p>
委員	私、最初にね、竹やぶになってるんやろなど。それを大西議長がやられるんだということになって、認めたわけですね。
議長	そやから今後はこれ課題になりますわ。この指導は。難しいですけど。
委員	竹やぶはね。難しいです。
議長	そやからやっぱりタケノコをとって生産してもらおうと。だから生産緑地に残りよるんやね。それでなかったら、その人は固定資産税だけやね。もう、ちょっと悪用やな。
委員	そういうことですね。
議長	<p>その点また農業委員会のほうで、もし今のところは問題ないですけども、そういう傾向ができれば議論していきたいと思います。</p> <p>その他につきまして、何かございませんでしょうか。</p> <p>浅田委員。</p>
委員	竹やぶの解釈ですけどね、タケノコ生産だけが生産緑地と違うと思うん

	<p>ですけど、一遍検討してほしいんですけど、竹の生産そのものは、最近竹の木をいろいろ考えておられるようですのでね、そういうようなことになってきたときに、竹を養成するというのも一つの対処になるのではないかなと思うんです。その辺一遍法的にどうなるのか、事務局で検討してほしい。</p>
議 長	<p>要するに放ったらかしにしたらあかんということですね。</p>
委 員	<p>それもありますけどね。</p>
議 長	<p>そういうことです。この趣旨はね。農業が余ってるということやからね。 何か、事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>生産緑地の竹やぶにつきましても、やはりきっちり整理をしていかないとということで、大阪府等からも話がありますので、今後ともその辺も事務局としても考えていかない案件だというふうには考えております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。 あと、これ遊休農地はね、山間部をね、これをこれからやっぱり土地の利用はなかなか難しいと、そうするとやっぱり遊休農地になっていくということになるので、僕が常々言ってるんですけども、必要であれば、島本町の全員にささげるとということで、やっぱりファミリー農園に参加してもらおうとか、あるいは市民農園にして参加してもらおうとかいうことをしないことには、これはやっぱり農地として保っておられなくて、調整区域ですね、資材置き場とか駐車場とか倉庫とか、そういうのは転用可能なので、そういう方向に流れていくというふうになる可能性は十分あるのでね、やっぱりこれも今後の課題になっていくというふうに思います。 ほか、何かございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>すいません、先ほど浅田委員のほうからご指摘がありましたとおり、今生産緑地における竹やぶの取り扱いといいますか、本来タケノコ、畑という地目になっているということで、生産緑地に指定されたということですので、タケノコの栽培をきっちりやっていくというのはもちろんのことなんですけれども、浅田委員がおっしゃられたとおり、竹自体の栽培についてどうなのかというところに関しては、ちょっと大阪府の農業会議とか、そういったところの専門家のご意見なども参考にしながら、今後ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。</p>

	<p>ご指摘のとおり、きっちり生産緑地として維持していくということを、事務局としてもきっちり確認をしていかないといけないという認識はございますので、そういった竹自体の栽培についてはどうなのかとかいうことについては、今後研究していきたいなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。よく農地をね、柿の木を植えたりね、植えてるだけね、実際はどうなのか、大阪府の農業会議でも問題になりますわ。やっぱり実際に植えて、あるいは生産してやってるといふ、そういう実績がなかったらね、これはもう認められない。途中で解除になってしまうと。悪用ということになる可能性はあるということ、農地所有者にもね、伝えてもらわな、これは生産緑地指定して税金だけ下がって、それだけでええわいうことではあかんからね。それだけきちっとしといてください。</p> <p>ほか、ございませんか。</p>
委 員	<p>先ほど大沢地区解除されてますけどね、またこれもね、来年、再来年はまたどうなるかわかりませんのでね、行く行くは何か実のなる木でも植えてでもいったらいいと思うんですね。</p>
議 長	<p>まあそうやね。そういうのは柿の木とか。</p>
委 員	<p>そういう方面で進めようと思ってます。</p>
委 員	<p>あんまりそんな実のなるやつ植えたら、柵やらあんなん置かなあかんし大変やで。</p>
委 員	<p>イノシシもね。</p>
委 員	<p>いっぱい来よるで。管理ができひん。</p>
議 長	<p>そやからな、そういう人がもう農地を山林に変えてしまうとか。雑種地に変えてしまうとか、農地面積が減るけどね。そういうことをせざるを得んですよ。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。</p> <p>大沢の3筆、遊休農地として解除する、尺代の1筆については状況が変わってないので、遊休農地ということでございますけども、何かこの点についてご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>異議ないものと認めまして、採決いたします。</p> <p>それでは、農地パトロールの結果について、現在指定されている4筆のうち、大沢の3筆を遊休農地の指定を解除し、以前から指定されている尺代の1筆を、引き続き遊休農地とすることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、大沢の3筆を遊休農地として解除し、現在指定されております尺代の1筆を継続して遊休農地とすることといたします。</p> <p>それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、審議案件②生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについてを説明のほうをさせていただきます。</p> <p>61ページでございますね。</p> <p>こちらのほう、10月に開催いたしました第13回農業委員会の際、生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについて、各農家の方から意見を集約していただくようお願いしておりましたので、委員の皆様におかれましては、一定のご検討のほうをいただいているかと思えます。このあとの審議の流れといたしましては、まず、ご意見、ご質問などをお受けしたあと、意見書を提出するか否かを決定していただきたいと思えます。意見書を提出することに決定した場合は、事務局で作成しまして、事前にお送りさせていただいております、62ページの意見書の案についてご審議いただきまして、意見を持っていただきたいと思えます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から生産緑地というような、現在500㎡でございますけども、300㎡、それぐらいございますけども、委員の皆さんのほうからご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思えます。</p> <p>どうですか。いろいろご意見、これ今500㎡で1.8ヘクタールぐらい、島本町に指定してあるわけですけども、これ300㎡でやると、これ広瀬地区やな、ここは。山崎地区、東大寺地区ぐらいかな。必ず出てくる</p>

	<p>見通しですか、今、各地どんな雰囲気ですか。</p> <p>ほんならちょっと広瀬から聞きましょうか。もう農地があんまりないけどな。広瀬の場合は。</p>
委員	<p>そうですね。もう今残ってあるところが、その300㎡以下いう、300㎡を中心にした面積でなしに、ほとんどもう500以上のところも多いと思いますしね、なったからいうて、これすぐにばっと農地の対象が増えるということは余りないとは思いますが、けど、誰もがしやすいように基準を下げておくというのも一つかと思います。</p>
議長	<p>東大寺の井上さんところもございませんか。山崎の木村さんは。</p>
委員	<p>山崎もね、まとまって300にしてもばらばらとかいうことが多いですな。だから1件だけやったら回りするかいうたらせえへんし。そういうところをどうするか。</p>
議長	<p>やりたい人は前出してはると、あんまり増えへんのと違うかというようなね。あとは高浜はあるのかな。調整区域。</p>
委員	<p>市街化はあるんですけども、多分500以上がほとんどだと思います。</p>
議長	<p>ということは、余り期待して、かなりリスクがあるからね。リスクというか規制がね。30年間あかんからね。いいのは相続税とか、あるいは固定資産税、これを優遇してくれるけども、今度もし財産やから、どうしても緊急的に大金がとかいった場合に、これがね、なかなか難しいなど。だから慎重にやらないと思うけども。ただまあ島本町の農地を保全してこうと、それは多目的、農地を多目的利用ですかね。防災等々に使えるということで、できるだけということで、島本の市街化区域が農地が減りますからね。あそこ調整区域は当然残ってますから、市街化区域で何か作るというものを、調整区域のほうへ持って行ってバランスをとるということをししないと何もなくなってしまうというふうに思いますので。</p>
委員	<p>調整区域も、今、島本では平地に近い形の調整区域で、どれぐらいのあれなんですか。山崎はほとんどみんな山。</p>
議長	<p>今、高浜が農地ですね。調整区域。あと東大寺4丁目やね。</p>
委員	<p>桜井はどれだけ残るの。</p>

議 長	御所ヶ池のあたり残るいうてはるね。
委 員	面積的にはどれぐらい。
議 長	1ヘクタール未満。
委 員	あとみんなもう市街化になったわけ。
議 長	なったわけやね。いや、全部の市街化区域で、市街化区域、農地として残さな。
委 員	調整区域で残るのは1ヘクタール。
議 長	いやいや、それは市街化区域やから、農地として残る見込みで。
委 員	調整区域は残らない。
議 長	調整区域はもうないんですか。
委 員	もうだから今家建ってるところ以外の農地に関しては。
委 員	農業を続けていこうとすれば、生産緑地で申請しやないかんということやね。
委 員	そう。そういうふうに勉強会やって、そうしたほうがいいですよいう形でね、一応勉強会もやりました。その人の意思次第ですね。結局は。
委 員	それはね、生産緑地で残す方法やけどね、数で今1反なら1反、庭があると。そのうちのね、300㎡だけ生産緑地にしたいということやったら通るわけ。
議 長	ほんであと残ってるのがね、東大寺4丁目、あと尺代地区、大沢地区は農地いうたってね、もうそんなにないから、あと桜井とか竹林がな。竹林は調整区域であるやろ。島本高校の横のほうにあるやん。
委 員	竹やぶ。

議 長	<p>そやから現状で見たらば、竹やぶ、それぐらいやな。質問の調整区域残るいうところは。</p> <p>はい、よろしいですか。</p> <p>そしたら生産緑地地区の設定に関する意見書の提出について、これについて何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>規模ですけどもね、500も300も、これ国や市町村でどんな進み具合ですか。</p>
事務局	<p>事務局のほうから申し上げます。</p> <p>吹田市以外の近隣の高槻市等、三島地区に関しましては、300㎡まで引き下げのほうをしております。2019年10月10日時点で大阪府内では24市町村が300㎡まで引き下げのほうをやっている状況でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>採決を行いたいと思いますけども、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
議 長	<p>異議がないということでございますので、採決いたします。</p> <p>「生産緑地地区の設定に関する意見書の提出について」、意見書を提出することを承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>賛成多数により、本件は承認して、意見書を提出することといたします。</p> <p>それでは、意見書の内容について審議を進めてまいります。</p> <p>事務局、案について説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、お配りしております62ページの事務局案をご覧のほうお願いいたします。</p>

	<p>「生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについて」という題名で、島本町農業委員長名で島本町宛てにて提出するという形をとっております。本文のほうを読み上げます。</p> <p>都市緑地法などの一部を改正する法律の施行による生産緑地法の改正に伴いまして、町が生産緑地地区の区域の規模に関する条件を政令で定める基準に従い、条例で別に定めることができることとなっております。</p> <p>平成31年4月に、本町においても生産緑地地区が指定されましたが、島本町においても生産緑地地区として定めることができる農地などの区域の規模に関する条件を300㎡と条例で定めていただきたく、農業委員会などに関する法律第38条に基づき、意見提出いたします。</p> <p>以上が事務局案の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただいまの意見書の内容について、委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>意見を提出され、町長に提出されて、決定されるのはいつごろぐらいの予定ですか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>意見書を農業委員会として町長に提出されましたら、町長としてはその意見書、非常に重みがございますことから、そういう方向で施策として意思決定して、それからこれについては新しい条例を制定をすることとなりますので、今からのタイミングで申しますと、一番早くて2月に定例会がありますので、その定例会に提出、もしくは何らかのことでおくれるようなことがあれば、来年の6月には遅くとも条例として提出させていただくというような流れになるかと思えます。</p>
委 員	<p>というのもね、今のその西地区の開発に絡んでね、今いろんなその人の意見を聞いて、私はその地域の面積を割り出してるねんけど、余りおけるとまたころっと変わる可能性が出てくるからね。全体的にそういうのを早目にやってもらって、その個人的には情報を流していきたいなと思うんやけど。</p>
事務局	<p>受け取った後に、町としてどういうふうな意思決定するかっていうふうについては、もうスピーディーに動かさせていただきます。最速で2月で</p>

事務局	<p>す。</p> <p>ただ、条例が施行されても、次にはまた申し込み、募集をかけてっていう流れにはなってくると思うんで、実際その都市計画決定が必要にもなりますので。</p> <p>西地区は、区画整理事業、換地をして、登記をするまで、場所が、農地の場所が固まらないので、スケジュール的にはもうちょっと後になると思います。</p>
委員	<p>だからそのね、その面積が決まるまでに、まだ決めかねてない人がたくさんおられるんですよ。1回目がやっと終わったぐらいで、あと2回目に正式な形になってきますのでね、そのときにそのことが頭にあって、こう町で決まりましたよいうのを情報流したら、こっちのほうに買う人も出てくる。それはもう、情報が早くほしいねん。</p>
事務局	<p>町としてのね、意思決定いうのはもう町として決めれるんですけども、条例については議会の議決っていうのが必要、どうしてもなってまいりますので、町としての意思決定、それを目指す、その方向へ向いて進んでいくということは、もう結構早い段階でもお伝えはできるかなとは思いますが、ただやっぱり議会で多数決以上でオーケーもらわないとあきませんので、余り議会軽視になってもあきませんので。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>3回目、3月以降やね。</p>
委員	<p>そやから今言っはるのは2月のね、議会か、6月ぐらいの議会に提出するぐらいになるやろうと言うてはるねんけど、よその市町村はね、これは否決されてね、なったということは聞いたことないから、ほとんどが。</p>
委員	<p>やと思うけど。</p>
委員	<p>そういう情報をね、来年2月ごろになるやろういう情報ぐらいは出したいと思うんですね。</p>
事務局	<p>町としての方針が出たら、西地区の農業組合の皆さんにはできるだけ速やかに情報提供のほうはさせていただきます。</p>

委員	わかりました。
委員	また農業委員さんにもね。
事務局	そうですね。あわせて。
委員	農業委員さんにもまたあわせて報告。
委員	わかりました。
議長	農業委員が先してもいかん。農業委員会で農業委員としてまとめるんやからな。個人じゃないからな。
委員	よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。
委員	現実的にはね、300㎡というのは、多分あそこが残ってもやる人は少ないと思うんです。300㎡って、本当にもうちちょっとやからね。そやからそんなに多くはないと思います。
議長	出てくる人が。30年間押さえられるからな。
委員	税金とね、年数でね、それだけ維持できるかいうたら、多分できひん。島本駅のところで30年持つてる人は1件だけ。やっとマンション建てはったりしてね。そやからほとんどない。
議長	まあ情報と個人個人がよく考えて判断しなあかんからね。30年や。途中でやめたらだめやから。
委員	30年は決まってないでしょ。2022年で、今の30年が終わるやけど、その終わった時点で、新しい制度が今度改正案とかいろいろ出てきとるからね、そのときにまた一回やり直して、10年とかいうあれ、今出とるはずやから。
委員	特定は、一応5年にしとるけどな。
委員	特定やからね、この30年とかいうのは、22年度までです。2022

	年。
委員	今の段階やったら30年。
委員	今はそういうことですよ。
議長	はい。それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして。
委員	確認。この最後の文章なんですけども、12月の11日に会長から町長に提出したことになるんですか。これどういうふうに、まだしてない。
議長	今日や。
委員	その辺ちょっと確認。
事務局	すいません、もし仮に今日、先ほど意見書を提出するということが決定されましたので、出すとすればこの文面で、この日付で、もちろんこれまだ出しておりません。決定をしていただいた後に、しっかりとはんこをつけて提出をさせていただくということで、またここに上にちょっと（案）ぐらいついてたらよかったですけども、ちょっとそれついておりません。大変失礼いたしました。まだ提出いたしておりません。
委員	これは決定か、提出日。
事務局	今日付で決裁をとって、今日付でいただくこともできますが。
委員	提出後日でもいい。
事務局	そうです。改めて提出でも結構です。
事務局	また日付については、ちょっとまた会長とも相談させていただくという形でよろしいですか。
委員	はい。
事務局	はい、すいません。

議 長	<p>ちょっと案いうのが抜けてますので、案って書いてください。</p>
事務局	<p>申しわけございません。</p>
議 長	<p>ほか、ございませんか。この件について。かなり慎重審議していただきましたけども。</p> <p>それでは、質疑を終結いたしまして、採決を行いたいと思いますけども、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
議 長	<p>異議ないものと認めまして、採決いたします。</p> <p>それでは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件の引き下げについて、事務局案のとおり意見書を提出することに承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>挙手多数により、事務局案のとおり意見書を提出することといたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の議案が終了いたしましたので、終わりたいと思いますけども、委員の皆さん方、特にご意見がございましたら、その他お願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>さっき竹藪の件でちょっと言われたんやけども、例えばそういう竹やぶが、個人的にできないような状態に陥るとね、例えば誰かに委託するか、しいてはほかのその竹自体が町のボランティアの皆さんでやっておられると思うんやけど、そういうところに依頼しても、その状態が維持できればいいということですか。</p>
議 長	<p>生産緑地のこと、事務局。</p>
事務局	<p>農地として、先ほどもちょっと出てましたけど、その農作物ができるから農地、ただ竹は竹林で、林産物いう位置づけで、その竹を竹材とするた</p>

	<p>めの竹を育ててますっていうのが生産緑地の本来のその趣旨になるかどうかっていうのは、ちょっとうちもちょっと即答できひんので、ちょっと確認はさせていただきます。ただ、イメージでいうとあきませんが、やっぱり農産物、食べれる物を作るのが農地っていうような、ただ花、花って食べませんが、あれですよ。農業、花育ててっていうのは。</p>
委員	<p>そやけど、花を育ててね、農業されてる方もいてるんやから。</p>
事務局	<p>そうですね。食べれるかどうかだけでは分けてないですね。ちょっとすいません、きっちり調べてみます。</p>
委員 議長	<p>わかりました。</p> <p>農地に植えたらあかんものがね、あるんですよ。暗黙の中で。だから農地にスギの木とかヒノキの木とかはあかん。でも柿の木を植えるとか、これはまあいいですわな。</p> <p>はい、事務局のほう、何かありませんか。</p>
事務局	<p>すいません、事務局のほうから連絡事項のほうがございます。</p> <p>別紙で、皆様にチラシのほうを配付させていただいてるんですけれども、農業委員などの綱紀粛清についてでございます。</p> <p>そちらのほうにあります別紙のとおり、本年10月、他県の話ではあるんですけれども、農地法違反の疑いや、収賄の疑いによりまして、農業委員会長の会長などが逮捕される旨の報道がございました。</p> <p>皆様にはもう一度、農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただきまして、改めて農業委員などが法令を遵守し、公正な職務の遂行に努めていただきますよう、なお一層のご協力方、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>その他、特に発言がないようございましたら、終わりたいと思いますけど、何かこの件につきましてありますか。</p> <p>ないようでございますので、以上で本日の議題が終了いたしました。委員の皆さんから、よろしいですね。</p> <p>ここで議長を解任させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、以上をもちまして、第14回島本町農業委員会を閉会いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>本日はお忙しいところ、ありがとうございました。またお疲れさまでございました。</p> <p>なお、アンケート用紙等、配布されてない方につきましては、またこちらのほうで配布のほうをさせていただきますので、お残りのほうお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	--